

第17回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

1 会議の日時

令和3年8月25日（水）午後2時から午後4時まで

2 会議の場所

岡崎市役所西庁舎7階 701号室

3 会議の議題

（議題1）答申書 適正な下水道使用料のあり方について（案）

（議題2）答申書 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について（案）

4 出席委員の氏名

(1) 出席委員（10名）

学識経験を有する者	丸山 宏 （会長）	愛知産業大学経営学部 学部長・教授
	富永 晃宏 （副会長）	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授
	内藤 公士	公認会計士
	牧野 守	弁護士
水道又は下水道の使用者	荒川 江美	岡崎商工会議所
	宮本 大介	岡崎市六ツ美商工会
	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合
	笹部 耕司	連合愛知三河中地域協議会
公募した市民	木俣 弘仁	
	内田 裕子	

5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂、
上下水道部長 荻野恭浩、上下水道部次長（総務課長） 樋田宣行、
経営管理課長 小林也寸志、サービス課長 岡本秀樹、
下水施設課長 太田貴司、下水工事課長 富永道彦、
経営管理課副課長 松谷朋征、サービス課副課長 栗本勝明、
総務課副課長 金原和美、
経営管理課経営2係係長 神尾清達、総務課総務係係長 飛田晃宏、

経営管理課主査 鈴木将也、経営管理課主事 齊藤悠風人

6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち全員が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

7 会議の公開

本日の会議を公開することとした。(傍聴者2名)

8 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、木俣 弘仁 委員を指名した。

9 議事の要旨

(議題1) 答申書 適正な下水道使用料のあり方について(案)

資料1、資料2に基づき、事務局が説明した。事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(H委員)

資料2の3ページにある、(2)使用料体系についての下から3行目、「結果的に少量使用者の負担増について招くことも懸念される」とあるが、これはおかしい表現だと思うので「負担増を招く」の方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

事務局としてもご指摘の点について、修正を行いたいと考えます。

(議長)

「について招く」よりも「を招く」の方がよりストレートな表現になります。よろしいでしょうか。(異議なし)

それでは「負担増について招く」ではなく、「負担増を招く」に修正したいと思います。

そのほかにご意見等ございませんでしょうか。(なし)

無いようですのでこちらを修正し、後ほど再確認いただきたいと思います。

(議題2) 答申書 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について(案)

資料3、資料4に基づき、事務局が説明した。事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(E 委員)

答申書案について意見はないが、合併処理浄化槽の農業集落排水対象区域での設置状況について教えてください。

(事務局)

農業集落排水の整備が整った地区では農業集落排水への接続を促進していたこともあり、合併浄化処理槽を設置している方は非常に少ない。ただし、農業集落排水に接続していない方で、古くからの単独処理浄化槽を使用し続けている方がいるものと推定しています。

(E 委員)

資料 4 ページに「今後の人口減少社会における持続可能な社会づくりを念頭に、既存の汚水処理手法についてもその妥当性を再検証する必要があるものと考え」とあり、方向性はそうだと思うが、妥当性の再検証となると農業集落排水はまだそこまで至ってないと感じますがいかがでしょうか。

(事務局)

過去においては、一度集合処理施設を整備するとそれが最終的なプランということで再検証する場がありませんでした。人口が保たれるという前提のもとでは妥当性が高いと認識していますが、人口減少下においても妥当であるかの再検証が必要であるというところに重きを置いている内容になっています。

(I 委員)

3 ページの (3) の個別処理となる合併処理浄化槽の管理者は誰になりますか。

(事務局)

合併処理浄化槽の管理者は個人になります。所轄する省庁としては環境省になります。

(I 委員)

管理基準等があると思いますが、それらも個別で管理していくことになるのでしょうか。例えば水質基準等は個人で守っていくようにするものなのでしょうか。

(事務局)

法律上はそうになっています。種々の点検が義務付けられている中で点検業者の方が各基準を順守するというのが実態となっています。

(H 委員)

企業会計移行とありますが移行することによるメリット・デメリットを教えてください。

(事務局)

我々は企業会計と一般・特別会計といったような呼び分けをしておりますが、今現在は一般会計の考え方で収入と支出を現金ベースで管理しています。一般の民間企業がやっているような考え方では、例えば百万円で資産を購入したとなれ

ば、百万円の現金が減り、資産が増え、発生する減価償却費がいくらかというものを算出する方法で会計をしています。そういった考え方に移行していきます。一般会計の考え方では施設の老朽化具合の管理をする項目がありませんが、企業会計にはあるので資産状況等が明確にできると考えられます。

(H委員)

企業会計というと儲けのイメージがありますが、公の市が行う会計でも企業会計になるのですか。

(事務局)

市が行う企業活動を「公営企業」と言い、水道、下水道も公営企業会計の考え方で運用されています。

(C委員)

2ページ、本文の答申事項で、「小美地区の使用料単価を他の9地区の使用料単価と同額に改定し」とありますが、実質引き上げとなるため、「小美地区の使用料単価を引き上げ、他の9地区の使用料単価と同額に改定し」とすればより分かりやすいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

他の9地区は据え置きのためこのような言葉を選びましたが、ご提案のように修正することで、よりわかりやすくなると思います。

(議長)

それでは、「小美地区の使用料単価を他の9地区の使用料単価と同額に改定し」を「小美地区の使用料単価を引き上げ、他の9地区の使用料単価と同額に改定し」とすることとします。

・答申書 適正な下水道使用料のあり方について(案)の修正確認

事務局にて答申書(案)を修正したものを配布し、修正箇所を確認した。

(議長)

ただいまの説明にご意見等ありますでしょうか。(なし)

それではこの案をもちまして当審議会の答申書として確定してよろしいでしょうか。(委員全員から「異議なし」)

それでは、この内容をもって当審議会の答申書とさせていただきます。

・答申書 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について(案)の修正確認

事務局にて答申書(案)を修正したものを配布し、修正箇所を確認した。

(議長)

ただいまの説明にご意見等ありますでしょうか。

(H委員)

2ページの下部にも使用料という言葉があるがここには単価という言葉がつかなくてもいいのでしょうか。

(議長)

正確に言えば「使用料単価」だと思いますがどういたしましょうか。

(事務局)

答申事項中では「使用料単価」という言葉を使い、本文中では「使用料」と用語を短縮していますので、再度事務局で統一されているか確認したいと思います。

(E委員)

今の観点ですと3ページには「使用料単価」という言葉が使われています。

(事務局)

「使用料」は、「使用料単価」に「数量」を掛け合わせたものであり、内容を再確認して、正しく修正したものを事務局から会長に提出したいと思います。

(議長)

ただいまの内容については、後日、事務局から提出される答申案を会長が確認し、当審議会の答申書として確定するというところでよろしいでしょうか。(委員全員から「異議なし」)

それでは、その内容をもって当審議会の答申書とさせていただきます。

議長がすべての議題の審議の終了を告げた。

10 上下水道部長挨拶

11 事務連絡

事務局から、答申書の提出日程(令和3年9月22日)と、次回、第18回水道事業及び下水道事業審議会の開催日程(令和3年10月20日)を連絡した。

会議資料

【事前送付資料】

次第

資料1 諮問書「適正な下水道使用料のあり方について」(写)

資料2 答申書「適正な下水道使用料のあり方について」(案)

資料3 諮問書「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」(写)

資料4 答申書「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」(案)

・「知っていますか?浄化槽」パンフレット

第 17 回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会次第

日時 令和 3 年 8 月 25 日（水）午後 2 時～
会場 岡崎市役所 西庁舎 7 階 701 号室

開会

1 開会あいさつ

2 会長あいさつ

3 議事

（議題 1）答申書 適正な下水道使用料のあり方について（案）

（議題 2）答申書 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について（案）

4 閉会あいさつ

5 その他

審議会開催日程について

第 18 回 令和 3 年 10 月 20 日（水）午後 2 時から午後 4 時

閉会

(写)

2水経第289号
令和2年7月15日

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会長 丸山 宏 様

岡崎市長 内田 康宏



適正な下水道使用料のあり方について（諮問）

このことについて、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例（平成29年岡崎市条例第48号）第2条の規定に基づき、貴審議会に対し、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

適正な下水道使用料のあり方について（令和4年度から令和7年度までの4年間）

2 諮問の趣旨

下水道事業は、下水道法において、「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする」と定められ、また、地方財政法では、公営企業に位置付けられ、独立採算制の原則により、下水道使用料を主な財源として運営されています。この使用料については、地方公営企業法において、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と定められています。

この規定の趣旨に基づき、本市では平成21年4月に下水道使用料を平均9.3%改定し、以降、下水道施設及び管路の維持管理・整備に要する経費を賄ってまいりました。その後、平成24年度の企業会計化や平成26年度の上下水道局組織統合など事業の合理化に取り組みましたが、より効率的な事業経営に努める必要があります。

つきましては、将来にわたり下水道事業の健全な経営を図るため、適正な下水道使用料のあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

(案)

令和 3 年 月 日

岡崎市長 中根 康浩 様

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会 長 丸 山 宏

適正な下水道使用料のあり方について (答申)

令和 2 年 7 月 15 日 付 け 2 水 経 第 289 号 で 諮 問 の あ り ま し た 適 正 な 下 水 道 使 用 料 の あ り 方 に つ い て 、 本 審 議 会 に お い て 慎 重 に 審 議 を 行 っ た 結 果 、 別 紙 の と お り 結 論 を 得 ま し た の で 答 申 し ま す 。

はじめに

下水道は、安全で快適な市民生活や安定的な社会経済活動を確保する上で、必要な社会基盤であるとともに、公衆衛生の向上による生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という環境面での重要な役割を担っている。

本市の下水道事業は、1923（大正12）年に事業着手して以来、昭和期には、高度経済成長期の人口増加と市街地整備による下水道整備が進み、1963（昭和38）年には八帖処理場の完成により、汚水が処理場に集約されるようになり、河川の水質改善が図られた。その後、1993（平成5）年には広域処理となる矢作川流域下水道への接続がなされ、より効率的な汚水処理が可能となった。また、平成初期からは普及率向上を目指し、市街化区域において集中的な汚水整備を実施し、現在も「岡崎市汚水適正処理構想」に基づく整備を進めている。このことにより、令和元年度末における下水道普及率は89.1%となった。

近年、下水道事業を取り巻く環境は、節水機器の進化や節水意識の高まりなどに起因した水需要の減少により、下水道使用料収入の増収は大きく見込めない一方で、装置産業である下水道事業のサービスを提供・維持するための施設整備は、「建設・拡張」の時代から「維持管理・更新」の時代へと変わってきており、増加が見込まれる改築更新費用及び維持管理費用への着実な対応が必要になるなど、今後はますます厳しい経営環境になっていくことが想定される。

こうした状況においても、下水道事業者は将来にわたって下水道サービスを安定的に提供し続ける責務を担っていることから、2020（令和2）年度には、2030（令和12）年度までの10年間の計画として「岡崎市上下水道ビジョン」を策定し、「上下水道新時代 暮らしを守る 次の100年へ」を基本理念に、水道事業と一体となり、計画的な事業運営に取り組むとしているが、常に経営環境の変化に対応できるよう、継続的に経営基盤の強化を図っていく必要がある。

本審議会では、諮問に対し、公益社団法人日本下水道協会作成の「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づく総括原価方式により、適正な下水道使用料の検証を行った。検証に当たっては、算定期間の収支不足や今後の水需要の変化にも対応でき、使用料体系や総括原価が使用実態に応じたものになっているかなどを検討する必要があり、財政収支計画、下水道施設ストックマネジメント計画等を踏まえて、5回にわたる会議を重ね、慎重に審議を行い、ここに結論を得たので、次のとおり附帯意見を添えて答申する。

本文

1 答申事項

令和4年度から令和7年度までの下水道使用料は据置きとする。

2 答申の根拠

下水道使用料は、長期的には改定を避けることはできず、すべき時に行わないと必要な設備投資や維持管理ができなくなることや、次回改定幅が大きくなること等の弊害を生む。長期的な経営の視点からは、将来的な投資活動に係る費用をあらかじめ見込む必要があり、そのための資産維持費を計上した総括原価を算定すると、令和4年度から7年度までの使用料算定期間4か年において2.32%の改定が必要となる。

他方、短期的な視点ではあるが、現行の使用料水準でも使用料算定期間4か年の事業活動を実施できることや、新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活への影響を鑑み、今回の答申では、現行の使用料に据え置くことが妥当と考えるものである。

3 附帯意見

持続可能な下水道事業経営の実現には、財政基盤の強化や下水道施設の適切な維持管理を図っていくことが必要であるが、節水型社会への移行に起因する水需要の減少に伴う収入減や加速度的に進行する下水道施設の老朽化への対策など下水道が抱える課題は深刻度を増している状況である。

今後は、次の点に留意され、効率的かつ計画的な下水道事業運営の推進に努められることを要望する。

(1) 資産維持費について

下水道事業は装置産業であるため設備投資に係る費用割合が高く、その投資効果が長期間に及ぶものであるが、使用料は、世代間の格差を生まないよう設定すべきものである。今後、更新需要が増大する時期の利用者に過度な負担を発生させないためには、50年間程度の更新需要を把握し、資産維持費として算定期間の対象経費に計上することが妥当であると考えます。

計上による効果は長期間に及ぶため、将来のあるべき姿を見据えた精緻な長期財政収支計画に基づき算定する必要があるが、現状のストックマネジメント計画では、精度が不足していると感じる。次回審議までに精度の向上に努められたい。

(2) 使用料体系について

本市の使用料体系は、収入に占める基本使用料の割合が、支出に占める固定費の割合に比べて低水準となっており、今後、人口減少の進行により収入の確保が困難となるおそれがあるものと考えます。今回提案のあった、基本使用料に配賦する固定費の割合を高めていく方向性については、必要なものと考えます。

また、従量使用料では逡増制を採用しているが、他自治体と比べ逡増度が高く設定されており、少量使用者の使用料が低く抑えられている代わりに、多量使用者の負担が大きい構造となっている。多量使用者の負担が重いため民間企業等の市外転出や自己処理への転換を誘発することとなれば、結果的に少量使用者の負担増について招くことも懸念されることから逡増度のあり方について十分な研究が必要なものと考えます。

(3) 使用者への丁寧な情報提供

「下水道使用料は高い」という使用者の意見を聞くことがあるが、これは、下水道事業の経営と使用料収入の関係が理解されていないことによるものと推察される。そのため、使用者を含む様々な団体との交流を行うことやホームページを活用するなどして、下水道サービスを継続的に提供するために必要となる費用とその負担額を正しく理解されるよう、使用者の視点に立った分かりやすく丁寧な情報発信に努められたい。

おわりに

下水道使用料は、「公正妥当なもの、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、事業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と定められている。今審議においては、下水道使用料を据え置くことが妥当との結論に至ったが、総括原価方式に基づく改定の必要性についても理解するところであり、次期の改定時に大幅な負担増を強いることがないように、効率的な事業運営を目指し、さらなる経費削減や未接続世帯の解消による使用料収入の増収などに引き続き努められることを切望する。

審議経過

開催回	開催日	審議内容等
第11回	令和2年7月15日	○諮問書の伝達 ○下水道事業の概要について
第12回	令和2年10月7日	○適正な下水道使用料のあり方について①
第14回	令和2年11月18日	○適正な下水道使用料のあり方について②
第16回	令和3年7月21日	○適正な下水道使用料のあり方について③
第17回	令和3年8月25日	○答申書（案）の審議

委員名簿

会 長	丸山 宏	備考
副会長	富永 晃宏	
委 員	内藤 公士	
〃	牧野 守	
〃	稲垣 栄子	任期：令和2年5月20日～令和3年5月17日
〃	荒川 江美	任期：令和3年5月17日～令和4年3月31日
〃	宮本 大介	
〃	鈴木 純子	
〃	笹部 耕司	
〃	木俣 弘仁	
〃	内田 裕子	

(敬称略)

(写)

2 水経第290号
令和2年7月15日

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会長 丸山 宏 様

岡崎市長 内田 康宏



適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について（諮問）

このことについて、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例（平成29年岡崎市条例第48号）第2条の規定に基づき、貴審議会に対し、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について（令和4年度から令和7年度までの4年間）

2 諮問の趣旨

農業集落排水事業は、農業政策の一環として農業振興地域の農業集落を対象に、し尿及び生活雑排水等の処理施設を整備することにより、農業用排水の水質保全、排水施設の機能維持による農業生産性の維持・向上に加え、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図ることを目的に行われています。

事業の性質上、能率的な経営を行ってもなお必要な経費を使用料のみで賄うことが客観的に困難であるため、使用料収入の不足に対し、その補填を一般会計からの繰入金等により行い特別会計により事業を実施しているものです。

このような状況の中、国から令和5年度までに公営企業会計に移行することが要請されており、将来にわたり農業集落排水事業の安定的な経営を図るための適正な使用料のあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

(案)

令和 3 年 月 日

岡崎市長 中根 康浩 様

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会 長 丸 山 宏

適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について (答申)

令和 2 年 7 月 15 日 付け 2 水経第 290 号で諮問のありました適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について、本審議会において慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

はじめに

農業集落排水事業は、農村集落の形態に適した小規模な污水处理施設として生活排水等の安定した処理や農業生産の改善を目的として全国各地で事業展開され、農村地域の環境基盤の充実のために重要な役割を担っている。

本市の農業集落排水事業は、1996（平成8）年に小美地区で供用を開始した。現在では、市東部の農村集落10地区で供用している。

近年、農業集落排水事業を取り巻く環境は、農村集落の人口減少などを背景に、農業集落排水処理施設使用料収入の減少が見込まれる一方で、現在運転している10地区の処理場の中には供用開始から20年以上経過している施設もあり、機器等の老朽化により増加が見込まれる改築更新費用及び維持管理費用への着実な対応が必要になるなど今後はますます厳しい経営環境になっていくことが想定される。

現在、2024（令和6）年度からの公営企業会計適用に向けた準備を進めており、企業会計移行後は、精度の高い財務諸表を作成することで、経営、資産等を正確に把握することが可能となるため、より計画的な事業運営と経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図っていく必要がある。

本審議会では、諮問に対し、こうした諸情勢を踏まえ適正な農業集落排水処理施設使用料の検証を行った。検証に当たっては、一定の公費負担を前提とした上での算定期間の収支不足への対応や公平な単価設定、使用料体系のあり方などを検討する必要があり、財政収支見通し、現行使用料の設定経緯と使用料体系の現状等を踏まえて、4回にわたる会議を重ね、慎重に審議を行い、ここに結論を得たので、次のとおり附帯意見を添えて答申する。

本 文

1 答申事項

令和4年度から令和7年度までの農業集落排水処理施設使用料について、小美地区の使用料単価を他の9地区の使用料単価と同額に改定し、他の9地区の使用料単価は据置きとする。

2 答申の根拠

公共料金の基本的な考え方は、サービス等を受けた使用者が、その原価に見合った金額を支払うという受益者負担の原則が適用されるものである。

この原則に沿った場合、農業集落排水事業は、処理施設が小規模であるため経済的効率が低いこと、地形に起伏があるためマンホールポンプ等の設備が多いこと、集落が点在しているため管きょ延長が長いこと等により、使用者の負担が著しく大きくなるものであるが、農業集落排水事業を採択した経緯として、生活排水が水田の用水路へ流れ込むことによる農業生産への被害が顕在化したことや、農家の生活環境の改善として政策的に導入したものであるため、一般会計からの補填が行われている。

今回の審議は、歳出の内、資本費の全額と維持管理費の50%が一般会計から補填されるという財政当局との合意を前提とした。

この条件で、令和4年度から令和7年度までの使用料算定期間4か年における使用料を算定すると、1.33%の改定が必要となるものである。

この改定を行った場合、使用料収入が年間約140万円増加するものであるが、農業集落排水事業は、令和6年度から企業会計に移行することを予定しており、規模の大きな下水道事業との合同調達等による経費の抑制が一定程度可能と思われ、必ずしも改定しなければならないとは考えにくい。

これらの要素を総合的に勘案した上で、今回の答申では、現行の使用料に据え置くことが妥当と考えるものである。

ただし、現行の使用料は、平成8年度に供用開始した小美地区とその他の9地区で使用料が異なっている。これは、当初、地区ごとに維持管理費が異なることを重視して使用料を設定していたことと、その後、同一使用料の考え方に転換したことが整理されていないものであり、当審議会は、10地区を同一使用料とすることを支持するものである。統一に当たっては、農業集落排水事業が不採算事業であることを考慮し、1地区の使用料を引き上げ、9地区の使用料に統一することが妥当と考える。

3 附帯意見

農業集落排水事業は、令和6年度から企業会計に移行することとなり、正確な損益状況及び資産の現状把握が可能となることから、中長期的な視点に立った効率的な経営の下、事業の健全化に取り組む必要がある。

今後は、次の点に留意され、効率的かつ計画的な事業運営の推進に努められることを要望する。

(1) 使用料単価の引き上げへの理解醸成について

小美地区の使用料単価の引き上げに当たっては、地区内の各世帯・事業所の市民生活や企業活動に少なからず影響を及ぼすことを考慮し、理解を得るために関係者への情報提供と十分な説明に努められたい。

(2) 適正な受益者負担のあり方について

使用料体系について、本市の下水道事業では、水道使用水量によって徴収額を決定する「従量制」を採用しているのに対し、農業集落排水事業では、使用する人数によって徴収額を決定する「定額制」を採用している。このことについて農業集落では、水道水以外にも井戸水や沢水を生活に使用していることや、水道水を育苗や散水に使用することがあり、必ずしも水道使用水量と処理場に流れ込む排水量が合致しないことが当初の採用理由とされている。

しかしながら、近年は一般住宅が増加し、店舗や福祉施設が建設されるようになった現況を鑑みると、排水の状況は当初の想定と異なってきていると推察されるため、水使用と排水の実態把握とともに、使用料負担に対する考え方等の意向を調査し、適正な受益者負担のあり方について検証することを提案する。

(3) 将来的な事業のあり方について

本市が農業集落排水事業を採択するに至った経緯は、生活様式の近代化に伴い、汲み取り式トイレから単独処理浄化槽への転換が進んだことや、洗剤等の使用量が増え、それらの排水が水田に流れ込むことによる農業生産への被害が顕著となり、それを食い止めるには、農業集落排水処理施設の建設しか方法がなかったこと等が理由とされている。

しかしながら、平成28年度に愛知県が取りまとめた全県域汚水適正処理構想では、人口が密集した地域は集合処理施設（下水道等）を、人家がまばらな地域は個別処理（合併処理浄化槽）を選定するといった、経済性で整備手法を選定することが基本となっている。これは、平成13年に単独処理浄化槽

の設置が禁止されたことから合併処理浄化槽の普及が進み、水処理の安定化とともに小型化や低価格化が図られたことにより合併処理浄化槽が経済的・効率的であるケースが拡大したためである。

この技術革新を織り込んだ上で、最適な汚水処理手法を選定した場合、人家が散在している農業集落では、合併処理浄化槽が経済的・効率的であるケースも想定されることから、今後の人口減少社会における持続可能な社会づくりを念頭に、既存の汚水処理手法についてもその妥当性を再検証する必要があるものとする。

おわりに

農業集落排水処理施設使用料は、公営企業における経費の負担区分を前提とした独立採算と受益者負担の原則に基づき、事業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。今審議においては、使用料単価の地区格差是正を除き、使用料水準は据え置くことが妥当との結論に至ったが、使用料改定の必要性については、より安定的な事業運営のために理解するところであり、さらなる経費削減と事業の効率化に引き続き努められることを切望する。

審議経過

回数	開催日	審議内容等
第11回	令和2年7月15日	○諮問書の伝達 ○農業集落排水事業の概要について
第14回	令和2年11月18日	○適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について①
第16回	令和3年7月21日	○適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について②
第17回	令和3年8月25日	○答申書（案）の審議

委員名簿

会 長	丸山 宏	備考
副会長	富永 晃宏	
委 員	内藤 公士	
〃	牧野 守	
〃	稲垣 栄子	任期：令和2年5月20日～令和3年5月17日
〃	荒川 江美	任期：令和3年5月17日～令和4年3月31日
〃	宮本 大介	
〃	鈴木 純子	
〃	笹部 耕司	
〃	木俣 弘仁	
〃	内田 裕子	

(敬称略)

（案）

令和3年 月 日

岡崎市長 中根 康浩 様

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会 長 丸 山 宏

適正な下水道使用料のあり方について（答申）

令和2年7月15日付け2水経第289号で諮問のありました適正な下水道使用料のあり方について、本審議会において慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

はじめに

下水道は、安全で快適な市民生活や安定的な社会経済活動を確保する上で、必要な社会基盤であるとともに、公衆衛生の向上による生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という環境面での重要な役割を担っている。

本市の下水道事業は、1923（大正12）年に事業着手して以来、昭和期には、高度経済成長期の人口増加と市街地整備による下水道整備が進み、1963（昭和38）年には八帖処理場の完成により、汚水が処理場に集約されるようになり、河川の水質改善が図られた。その後、1993（平成5）年には広域処理となる矢作川流域下水道への接続がなされ、より効率的な汚水処理が可能となった。また、平成初期からは普及率向上を目指し、市街化区域において集中的な汚水整備を実施し、現在も「岡崎市汚水適正処理構想」に基づく整備を進めている。このことにより、令和元年度末における下水道普及率は89.1%となった。

近年、下水道事業を取り巻く環境は、節水機器の進化や節水意識の高まりなどに起因した水需要の減少により、下水道使用料収入の増収は大きく見込めない一方で、装置産業である下水道事業のサービスを提供・維持するための施設整備は、「建設・拡張」の時代から「維持管理・更新」の時代へと変わってきており、増加が見込まれる改築更新費用及び維持管理費用への着実な対応が必要になるなど、今後はますます厳しい経営環境になっていくことが想定される。

こうした状況においても、下水道事業者は将来にわたって下水道サービスを安定的に提供し続ける責務を担っていることから、2020（令和2）年度には、2030（令和12）年度までの10年間の計画として「岡崎市上下水道ビジョン」を策定し、「上下水道新時代 暮らしを守る 次の100年へ」を基本理念に、水道事業と一体となり、計画的な事業運営に取り組むとしているが、常に経営環境の変化に対応できるよう、継続的に経営基盤の強化を図っていく必要がある。

本審議会では、諮問に対し、公益社団法人日本下水道協会作成の「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づく総括原価方式により、適正な下水道使用料の検証を行った。検証に当たっては、算定期間の収支不足や今後の水需要の変化にも対応でき、使用料体系や総括原価が使用実態に応じたものになっているかなどを検討する必要があり、財政収支計画、下水道施設ストックマネジメント計画等を踏まえて、5回にわたる会議を重ね、慎重に審議を行い、ここに結論を得たので、次のとおり附帯意見を添えて答申する。

本文

1 答申事項

令和4年度から令和7年度までの下水道使用料は据置きとする。

2 答申の根拠

下水道使用料は、長期的には改定を避けることはできず、すべき時に行わないと必要な設備投資や維持管理ができなくなることや、次回改定幅が大きくなること等の弊害を生む。長期的な経営の視点からは、将来的な投資活動に係る費用をあらかじめ見込む必要があり、そのための資産維持費を計上した総括原価を算定すると、令和4年度から7年度までの使用料算定期間4か年において2.32%の改定が必要となる。

他方、短期的な視点ではあるが、現行の使用料水準でも使用料算定期間4か年の事業活動を実施できることや、新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活への影響を鑑み、今回の答申では、現行の使用料に据え置くことが妥当と考えるものである。

3 附帯意見

持続可能な下水道事業経営の実現には、財政基盤の強化や下水道施設の適切な維持管理を図っていくことが必要であるが、節水型社会への移行に起因する水需要の減少に伴う収入減や加速度的に進行する下水道施設の老朽化への対策など下水道が抱える課題は深刻度を増している状況である。

今後は、次の点に留意され、効率的かつ計画的な下水道事業運営の推進に努められることを要望する。

(1) 資産維持費について

下水道事業は装置産業であるため設備投資に係る費用割合が高く、その投資効果が長期間に及ぶものであるが、使用料は、世代間の格差を生まないよう設定すべきものである。今後、更新需要が増大する時期の利用者に過度な負担を発生させないためには、50年間程度の更新需要を把握し、資産維持費として算定期間の対象経費に計上することが妥当であると考えます。

計上による効果は長期間に及ぶため、将来のあるべき姿を見据えた精緻な長期財政収支計画に基づき算定する必要があるが、現状のストックマネジメント計画では、精度が不足していると感じる。次回審議までに精度の向上に努められたい。

(2) 使用料体系について

本市の使用料体系は、収入に占める基本使用料の割合が、支出に占める固定費の割合に比べて低水準となっており、今後、人口減少の進行により収入の確保が困難となるおそれがあるものと考えます。今回提案のあった、基本使用料に配賦する固定費の割合を高めていく方向性については、必要なものと考えます。

また、従量使用料では逡増制を採用しているが、他自治体と比べ逡増度が高く設定されており、少量使用者の使用料が低く抑えられている代わりに、多量使用者の負担が大きい構造となっている。多量使用者の負担が重いため民間企業等の市外転出や自己処理への転換を誘発することとなれば、結果的に少量使用者の負担増を招くことも懸念されることから逡増度のあり方について十分な研究が必要なものと考えます。

(3) 使用者への丁寧な情報提供

「下水道使用料は高い」という使用者の意見を聞くことがあるが、これは、下水道事業の経営と使用料収入の関係が理解されていないことによるものと推察される。そのため、使用者を含む様々な団体との交流を行うことやホームページを活用するなどして、下水道サービスを継続的に提供するために必要となる費用とその負担額を正しく理解されるよう、使用者の視点に立った分かりやすく丁寧な情報発信に努められたい。

おわりに

下水道使用料は、「公正妥当なもの、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、事業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と定められている。今審議においては、下水道使用料を据え置くことが妥当との結論に至ったが、総括原価方式に基づく改定の必要性についても理解するところであり、次期の改定時に大幅な負担増を強いることがないように、効率的な事業運営を目指し、さらなる経費削減や未接続世帯の解消による使用料収入の増収などに引き続き努められることを切望する。

審議経過

開催回	開催日	審議内容等
第11回	令和2年7月15日	○諮問書の伝達 ○下水道事業の概要について
第12回	令和2年10月7日	○適正な下水道使用料のあり方について①
第14回	令和2年11月18日	○適正な下水道使用料のあり方について②
第16回	令和3年7月21日	○適正な下水道使用料のあり方について③
第17回	令和3年8月25日	○答申書（案）の審議

委員名簿

会 長	丸山 宏	備考
副会長	富永 晃宏	
委 員	内藤 公士	
〃	牧野 守	
〃	稲垣 栄子	任期：令和2年5月20日～令和3年5月17日
〃	荒川 江美	任期：令和3年5月17日～令和4年3月31日
〃	宮本 大介	
〃	鈴木 純子	
〃	笹部 耕司	
〃	木俣 弘仁	
〃	内田 裕子	

(敬称略)

（案）

令和3年 月 日

岡崎市長 中根 康浩 様

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会 長 丸 山 宏

適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について（答申）

令和2年7月15日付け2水経第290号で諮問のありました適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について、本審議会において慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

はじめに

農業集落排水事業は、農村集落の形態に適した小規模な污水处理施設として生活排水等の安定した処理や農業生産の改善を目的として全国各地で事業展開され、農村地域の環境基盤の充実のために重要な役割を担っている。

本市の農業集落排水事業は、1996（平成8）年に小美地区で供用を開始した。現在では、市東部の農村集落10地区で供用している。

近年、農業集落排水事業を取り巻く環境は、農村集落の人口減少などを背景に、農業集落排水処理施設使用料収入の減少が見込まれる一方で、現在運転している10地区の処理場の中には供用開始から20年以上経過している施設もあり、機器等の老朽化により増加が見込まれる改築更新費用及び維持管理費用への着実な対応が必要になるなど今後はますます厳しい経営環境になっていくことが想定される。

現在、2024（令和6）年度からの公営企業会計適用に向けた準備を進めており、企業会計移行後は、精度の高い財務諸表を作成することで、経営、資産等を正確に把握することが可能となるため、より計画的な事業運営と経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図っていく必要がある。

本審議会では、諮問に対し、こうした諸情勢を踏まえ適正な農業集落排水処理施設使用料の検証を行った。検証に当たっては、一定の公費負担を前提とした上での算定期間の収支不足への対応や公平な単価設定、使用料体系のあり方などを検討する必要があり、財政収支見通し、現行使用料単価の設定経緯と使用料体系の現状等を踏まえて、4回にわたる会議を重ね、慎重に審議を行い、ここに結論を得たので、次のとおり附帯意見を添えて答申する。

本 文

1 答申事項

令和4年度から令和7年度までの農業集落排水処理施設使用料について、小美地区の使用料単価を引き上げ、他の9地区の使用料単価と同額に改定し、他の9地区の使用料単価は据置きとする。

2 答申の根拠

公共料金の基本的な考え方は、サービス等を受けた使用者が、その原価に見合った金額を支払うという受益者負担の原則が適用されるものである。

この原則に沿った場合、農業集落排水事業は、処理施設が小規模であるため経済的効率が低いこと、地形に起伏があるためマンホールポンプ等の設備が多いこと、集落が点在しているため管きょ延長が長いこと等により、使用者の負担が著しく大きくなるものであるが、農業集落排水事業を採択した経緯として、生活排水が水田の用水路へ流れ込むことによる農業生産への被害が顕在化したことや、農家の生活環境の改善として政策的に導入したものであるため、一般会計からの補填が行われている。

今回の審議は、歳出の内、資本費の全額と維持管理費の50%が一般会計から補填されるという財政当局との合意を前提とした。

この条件で、令和4年度から令和7年度までの使用料算定期間4か年における使用料を算定すると、1.33%の改定が必要となるものである。

この改定を行った場合、使用料収入が年間約140万円増加するものであるが、農業集落排水事業は、令和6年度から企業会計に移行することを予定しており、規模の大きな下水道事業との合同調達等による経費の抑制が一定程度可能と思われ、必ずしも改定しなければならないとは考えにくい。

これらの要素を総合的に勘案した上で、今回の答申では、現行の使用料単価に据え置くことが妥当と考えるものである。

ただし、現行の使用料単価は、平成8年度に供用開始した小美地区とその他の9地区で使用料単価が異なっている。これは、当初、地区ごとに維持管理費が異なることを重視して使用料単価を設定していたことと、その後、同一使用料単価の考え方に転換したことが整理されていないものであり、当審議会は、10地区を同一使用料単価とすることを支持するものである。統一に当たっては、農業集落排水事業が不採算事業であることを考慮し、1地区の使用料単価を引き上げ、9地区の使用料単価に統一することが妥当と考える。

3 附帯意見

農業集落排水事業は、令和6年度から企業会計に移行することとなり、正確な損益状況及び資産の現状把握が可能となることから、中長期的な視点に立った効率的な経営の下、事業の健全化に取り組む必要がある。

今後は、次の点に留意され、効率的かつ計画的な事業運営の推進に努められることを要望する。

(1) 使用料単価の引き上げへの理解醸成について

小美地区の使用料単価の引き上げに当たっては、地区内の各世帯・事業所の市民生活や企業活動に少なからず影響を及ぼすことを考慮し、理解を得るために関係者への情報提供と十分な説明に努められたい。

(2) 適正な受益者負担のあり方について

使用料体系について、本市の下水道事業では、水道使用水量によって徴収額を決定する「従量制」を採用しているのに対し、農業集落排水事業では、使用する人数によって徴収額を決定する「定額制」を採用している。このことについて農業集落では、水道水以外にも井戸水や沢水を生活に使用していることや、水道水を育苗や散水に使用することがあり、必ずしも水道使用水量と処理場に流れ込む排水量が合致しないことが当初の採用理由とされている。

しかしながら、近年は一般住宅が増加し、店舗や福祉施設が建設されるようになった現況を鑑みると、排水の状況は当初の想定と異なってきていると推察されるため、水使用と排水の実態把握とともに、使用料負担に対する考え方等の意向を調査し、適正な受益者負担のあり方について検証することを提案する。

(3) 将来的な事業のあり方について

本市が農業集落排水事業を採択するに至った経緯は、生活様式の近代化に伴い、汲み取り式トイレから単独処理浄化槽への転換が進んだことや、洗剤等の使用量が増え、それらの排水が水田に流れ込むことによる農業生産への被害が顕著となり、それを食い止めるには、農業集落排水処理施設の建設しか方法がなかったこと等が理由とされている。

しかしながら、平成28年度に愛知県が取りまとめた全県域汚水適正処理構想では、人口が密集した地域は集合処理施設（下水道等）を、人家がまばらな地域は個別処理（合併処理浄化槽）を選定するといった、経済性で整備手法を選定することが基本となっている。これは、平成13年に単独処理浄化槽

の設置が禁止されたことから合併処理浄化槽の普及が進み、水処理の安定化とともに小型化や低価格化が図られたことにより合併処理浄化槽が経済的・効率的であるケースが拡大したためである。

この技術革新を織り込んだ上で、最適な汚水処理手法を選定した場合、人家が散在している農業集落では、合併処理浄化槽が経済的・効率的であるケースも想定されることから、今後の人口減少社会における持続可能な社会づくりを念頭に、既存の汚水処理手法についてもその妥当性を再検証する必要があるものとする。

おわりに

農業集落排水処理施設使用料は、公営企業における経費の負担区分を前提とした独立採算と受益者負担の原則に基づき、事業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。今審議においては、使用料単価の地区格差是正を除き、使用料水準は据え置くことが妥当との結論に至ったが、使用料改定の必要性については、より安定的な事業運営のために理解するところであり、さらなる経費削減と事業の効率化に引き続き努められることを切望する。

審議経過

回数	開催日	審議内容等
第11回	令和2年7月15日	○諮問書の伝達 ○農業集落排水事業の概要について
第14回	令和2年11月18日	○適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について①
第16回	令和3年7月21日	○適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について②
第17回	令和3年8月25日	○答申書（案）の審議

委員名簿

会 長	丸山 宏	備考
副会長	富永 晃宏	
委 員	内藤 公士	
〃	牧野 守	
〃	稲垣 栄子	任期：令和2年5月20日～令和3年5月17日
〃	荒川 江美	任期：令和3年5月17日～令和4年3月31日
〃	宮本 大介	
〃	鈴木 純子	
〃	笹部 耕司	
〃	木俣 弘仁	
〃	内田 裕子	

(敬称略)